

# 国内募集型企画旅行条件書

滋賀県知事登録旅行業第2-109号

(一社)日本旅行業協会会員

株式会社 平和堂

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行の概要

- (1)この旅行は(株)平和堂(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- (2)旅行契約の内容(条件)は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けま

## 2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1)当社にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。以下所定事項を記入の上、下記のお申込みまたは旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定める旅行契約成立前日、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
- (2)旅行代金の額は

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

- (3)但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

- (4)※上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- (5)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内、当社から申込書の提出と申込金の支払いを行っています。この期間内にお申込金の支払いがなされたときは、当社はお申し込みをなかったものとして取り扱います。

- (6)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (7)但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによりします。
- (8)旅行契約に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (9)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

- (10)団体グループ契約
- (11)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申込込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)②～⑤の規定を適用します。

- (12)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。
- (13)契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (14)当社は、契約責任者が構成員に対して負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (15)当社は、契約責任者が団体・グループへ同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

## 3. 申込条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様を除き対象とした旅行者あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの特需をご利用になっている方や心身障害がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込の際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同業者・介助者の同行などを条件とさせていただきます。又は負担の少ない旅行をおすすめるか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (7)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合は、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面にお渡しし、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))をお渡しします。なおお申し込みについては、
- (3)第2項(3)に定める契約の成立後手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載することによりします。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載することとなります。

## 5. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日の前日特定期日までにお支払いいただきます。

## 6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、子ども代金となります。
- (2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日ご利用人数で確認ください。
- (3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金」として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の「違約料」、および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の影響となります。

## 7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通運賃となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設利用料等。
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用、上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれないもの

- (1)第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (2)超過手荷物料金の重量・容積・個数を超過する分について
- (3)グリーン・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに関する「サービス料」
- (4)旅行日程中の「自由見学」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (5)お1人部屋使用される場合の追加代金
- (6)希望されるみか加えられるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (7)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)
- (8)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 9. 旅行契約内容の変更

- (1)当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないもの内容である理由及び当該事由と因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 10. 旅行代金の変更

- (1)当社は旅行契約成立後であっても、この場合には旅行代金を変更いたします。
- (2)利用する運輸機関の運賃・料金が、着しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増減変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (3)当社は本項(1)の定めを適用する際、料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことになる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既にお支払い、又はこれら支払わなければならない費用はお客様のご負担とします。
- (5)当社は運送・宿泊機関等の利用により旅行代金を異なる旨をパンフレット等に記載した場において、旅行契約の成立後、当社の責任に基づき事由により当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

## 11. お客様の支替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,050円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途再発券に際する費用を請求する場合があります。)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時効力が生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は支替をお断りする場合があります。

## 12. お客様による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前
- (2)お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社営業所それぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
	右記日曜日旅行以外(夜行含む)	日曜日旅行
①21日前に当たる日以前	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- (3)【宿泊のみ予約になった場合】  
予約を取消された場合は、クーポン発行営業所で、旅行代金に対して、次の率により取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。  
宿泊日から、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。  
宿泊のみのご予約で同一宿泊施設を連泊ご予約の場合、初泊(第1日目)のみ取消料の対象となります。

表)取消料(宿泊のみ予約になった場合)

旅行契約の解除または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
1～14名	100%	50%	20%		無料	
15～20名	100%	50%	20%		無料	
21名以上	100%	50%	30%			10%

- (4)注)特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによりします。

- (5)注)本項(1)の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

- (6)お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うこと旅行契約を解除することができます。
- (7)ア)第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表に欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限り、
- (8)イ)第10項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- (9)ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可合掛生じ得る場合に限り、
- (10)エ)当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡しなかったとき。

- (11)当社の責任に基づき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となるとき、
- (12)当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します(申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けず、またご負担のお客様からは1室利用人数の差額に対する差額が発生する場合があります。)
- (13)当社は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。

## 12. 旅行開始後

- (1)旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (2)お客様の責任に基づき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となつた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既にお支払い、またはこれら支払わなければならない費用に係る金額(当社の責任に基づき事由によるものでない場合に限り、)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 13. 当社による旅行契約の解除

### (1)旅行開始前

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前

- (2)旅行開始後
- (3)旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (4)お客様の責任に基づき事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となつた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既にお支払い、またはこれら支払わなければならない費用に係る金額(当社の責任に基づき事由によるものでない場合に限り、)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- (5)お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、
- (6)お客様が、本項(1)の①により旅行契約が解除されたとき、
- (7)お客様が、本項(1)の②により旅行契約が解除されたとき、

- (8)お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行のお客様の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき、
- (9)ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある場合に限り、

- (10)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払うなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。
- (11)この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

### (2)旅行開始後

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

- (2)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき、

- (3)イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行のお客様の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき、

- (4)ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある場合に限り、

- (5)お客様が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既にお支払い、またはこれら支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- (6)当社は、本項(2)の①、②の規定により旅行開始後に旅行契約を解除したときは、本項(2)の①、②の規定によりお客様の負担が出発地に異なるために必要な旅行サービスの手配を引き受けま

## 14. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第10項の規定により旅行代金が増額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除した払い戻しにあっては解除の日以前から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

## 15. 旅行お客様の

- (1)お客様は、旅行を安全かつ円滑に実施するため、お客様に次に掲げる義務を負います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- (2)お客様が旅行中、旅行サービスを受けるときに出来ないおそれがあるおそれがあるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
- (3)旅行開始後、旅行終了までの間に発生する費用はお客様が負担するものとします。

- (4)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間に発生する費用はお客様が負担するものとします。

## 【添乗員同行プラン】

(3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 【現地添乗員同行プラン】

(4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

## 【現地係員案内プラン】

(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

## 【個人旅行プラン】

(6)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

## 16. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
  - ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ⑤ 自由行動中の事故
  - ⑥ 食中毒
  - ⑦ 盗難
  - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円に当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

## 17. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けします。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認められたときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 18. 特別補償

- (1)当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行約款(募集型企画旅行契約の部の特別補償規程)により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1,800万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~6万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1人につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2)当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が企画・実施するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われないう旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライダー、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンダライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

## 19. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
    - ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
    - イ 戦乱
    - ウ 暴動
    - エ 官公署の命令
    - オ 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - キ 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
  - ②第12、13項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
  - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

## ＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は畳敷その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  
注2確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
注3第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
注4第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注5第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注6第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によりします。

## 20. 運賃契約により、旅行契約の締結せられるお客様との旅行条件

運賃契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

## 21. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

- ※このほか、当社では、(1)当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社内で利用させていただきます。
  - (3)当社は旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行申込窓口営業所宛に出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。)

## 22. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

## 23. 募集型企画旅行契約について

この条件書に定めない事項については標準旅行約款(募集型企画旅行契約の部)によります。  
標準旅行約款をご希望の方は、当社営業所に掲示がございますので閲覧ください。標準旅行約款は、日本旅行業協会ホームページ(<http://www.jata-net.or.jp/jatainfo/kisoku/pdf/yakkan05.pdf>)からもご覧いただけます。

## 24. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2016年4月1日を基準としています。  
旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。